



（生田緑地マネジメント会議の会員）

【正会員】 市民活動団体、地域団体（町会、商店街等）、大学、企業、川崎市（公園管理者、4館、ゴルフ場、関係局）、指定管理者等 ⇒ 全ての会議に出席する権利を有する。

【準会員】 団体又は個人 ⇒ プロジェクト会議等に出席する権利を有する。

【メルマガ会員】 ⇒ メルマガによる情報発信

【総会としての役割】

- ・マネジメント会議の正会員によって構成
- ・会長・副会長、コアメンバー及びコーディネーターの選出、会則の改定、その他重要な事項を決めるための総会としての機能

全体会

【運営会議の構成】

- ・マネジメント会議の正会員のうち、マネジメント会議の会長・副会長、植生管理会議の会長・副会長、全体会で承認されたコアメンバー
- ・市（各施設長及び関係部局の長を含む）
- ・指定管理者

運営会議

【生田緑地の価値と魅力の向上に向けた協議・調整・提言】

- ・生田緑地の価値と魅力を高め、市民の財産として持続可能なものとしていくために必要な事項について、協議・調整・提言を行う。
- ・公園施設・4館・ゴルフ場等の連携に係る協議・調整・提言を行う。

【「自然の保全・利用方針」への提言、活動計画の承認及び活動の調整】

- ・「生田緑地の自然の保全・利用方針」への提言を行う。
（マネジメント会議の提言を踏まえながら、市が方針を策定・変更する。）
 - ・生田緑地で活動するすべての団体は、運営会議に活動計画を提出し、運営会議及び市の承認を得る。また、運営会議は必要に応じて、市民活動団体の活動の調整を行う。
- ※「自然の保全・利用方針」は、保全と利用の両側面を持つ方針で、生田緑地における活動のよりどころとなる。

【公園の管理や改修・整備に係る協議・調整・提言】

- ・公園施設等の補修、改修・整備に係る協議・調整・提言を行う。

【コアメンバー以外の会員からの議題の提案】

- ・コアメンバー以外の会員も、運営会議に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は運営会議に出席することができる。議題案の提出は書面又はメールで事務局あて提出することとし、事務局は会長と調整又は議題案を運営会議に諮ることにより、議題とすることができる。

植生管理会議

植生管理
市民部会

【植生管理について話し合う場】

- ・「生田緑地植生管理計画」への提言を行う。
- ・生田緑地の自然について、植生管理のあり方を提言する。
- ・生田緑地で植生管理に関する活動を行っている正会員のうち、希望者が参加する。

プロジェクト会議①

（プロジェクト会議の例①）

- ・マネジメント会議の会員等が情報交換、イベント企画、相互の活動の連携等を行う会議
- ・交流の一環として、緑地で活動している仲間同士が集う部会も考えられる。

プロジェクト会議②

（プロジェクト会議の例②）

- ・マネジメント会議の会員及び生田緑地に関心のある市民が広く交流できるようなフォーラムの開催を検討する会議

プロジェクト会議③

（プロジェクト会議の例③）

- ・サマーミュージアムのような企画を立ち上げる場合の初期段階の立ち上げ支援（運営組織が確立された後はプロジェクトを終了して運営組織自体が会員としてマネジメント会議に参加することをイメージしている）を検討する会議

（生田緑地マネジメント会議の会員）

【正会員】 市民活動団体、地域団体（町会、商店街等）、大学、企業、川崎市（公園管理者、4館、ゴルフ場、関係局）、指定管理者等 ⇒ 全ての会議に出席する権利を有する。

【準会員】 団体又は個人 ⇒ プロジェクト会議等に出席する権利を有する。

【メルマガ会員】 ⇒ メルマガによる情報発信

【総会としての役割】

- ・マネジメント会議の正会員によって構成
- ・会長、副会長、コアメンバー及びコーディネーターの選出、会則の改定、その他重要な事項を決めるための総会としての機能

全体会

【運営会議の構成】

- ・マネジメント会議の正会員のうち、マネジメント会議の会長・副会長、植生管理会議の会長・副会長、全体会で承認されたコアメンバー
- ・市（各施設長及び関係部局の長を含む）
- ・指定管理者

運営会議

【生田緑地の価値と魅力の向上に向けた協議・調整・提言】

- ・生田緑地の価値と魅力を高め、市民の財産として持続可能なものとしていくために必要な事項について、協議・調整・提言を行う。
- ・公園施設・4館・ゴルフ場等の連携に係る協議・調整・提言を行う。

【「自然の保全・利用方針」への提言、活動計画の承認及び活動の調整】

- ・「生田緑地の自然の保全・利用方針」への提言を行う。
（マネジメント会議の提言を踏まえながら、市が方針を策定・変更する。）
 - ・生田緑地で活動するすべての団体は、運営会議に活動計画を提出し、運営会議及び市の承認を得る。また、運営会議は必要に応じて、市民活動団体の活動の調整を行う。
- ※「自然の保全・利用方針」は、保全と利用の両側面を持つ方針で、生田緑地における活動のよりどころとなる。

【公園の管理や改修・整備に係る協議・調整・提言】

- ・公園施設等の補修、改修・整備に係る協議・調整・提言を行う。

【コアメンバー以外の会員からの議題の提案】

- ・コアメンバー以外の会員も、運営会議に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は運営会議に出席することができる。議題案の提出は書面又はメールで事務局あて提出することとし、事務局は会長と調整又は議題案を運営会議に諮ることにより、議題とすることができる。

植生管理会議

植生管理
市民部会

【植生管理について話し合う場】

- ・「生田緑地植生管理計画」への提言を行う。
- ・生田緑地の自然について、植生管理のあり方を提言する。
- ・生田緑地で植生管理に関する活動を行っている正会員のうち、希望者が参加する。

市民活動交流会議

緑の活動交流部会

【市民活動団体の情報交換・活動連携の場】

- ・マネジメント会議の会員等が情報交換、イベント企画、相互の活動の連携等を行う場。
- ・運営会議に諮る事項について、主に利用の観点から事前調整を行う会議とするか、または、マネジメント会議の会員等が自由に入出入りするサロンのような会合とするか、いずれかの形態が考えられる。

プロジェクト会議①

プロジェクト会議②

（プロジェクト会議の例①）

- ・マネジメント会議の会員及び生田緑地に関心のある市民が広く交流できるようなフォーラムの開催を検討する会議

（プロジェクト会議の例②）

- ・サマーミュージアムのような企画を立ち上げる場合の初期段階の立ち上げ支援（運営組織が確立された後はプロジェクトを終了して運営組織自体が会員としてマネジメント会議に参加することをイメージしている）を検討する会議